

## 新たな木質部材を活用した官庁施設の試設計

### (1) 背景と目的

昨今、木質耐火部材や CLT 等の新たな木質部材については、技術開発が著しく、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく基本方針においても、平成 29 年 6 月の変更において、「木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に取り組むものとする」こととされた。

一方で、新たな木質部材を活用した事務所建築については、技術的難易度が高く、技術開発が現在進行形で進んでいることもあり、施設整備のための技術資料が十分に整備されていない。

今般、特に技術的難易度が特に高い純木造かつ中高層の新たな木質部材を活用した事務所建築に関する技術資料を整備することを目的とし、平成 29 年 11 月、国土交通省大臣官房官庁営繕部に「官庁施設における多様な木造建築物の整備手法等に関する検討会」(座長:大橋好光 東京都市大学工学部建築学科教授)を設置した。

CLT、木質耐火部材等の新たな木質部材を活用した事務所建築について、国が技術資料をとりまとめ公表することにより、官庁施設のみならず、地方公共団体や民間等で普及することを期待する。

官庁施設における多様な木造建築物の整備手法等に関する検討会 ◎座長

◎大橋 好光	東京都市大学工学部建築学科 教授
腰原 幹雄	東京大学生産技術研究所 教授
杉本 洋文	東海大学工学部建築学科 教授
長谷見 雄二	早稲田大学理工学術院 教授
林 知行	公立大学法人秋田県立大学 木材高度加工研究所 所長(兼) 教授

## (2) 技術資料概要

### (a) 中規模木造耐火建築物（軸組構法）の試設計 1

主として 8m×8m 程度の規模の事務室により構成される官庁施設について、軸組構法の木造耐火建築物として試設計を行った。建築基準法その他の法令により、建設地や建築物の規模に応じて求められる防耐火上の性能、耐火建築物や各建築部位が満足すべき要件を整理した。

### (b) 中規模木造耐火建築物（軸組構法）の試設計 2

大規模空間が必要な官庁施設について、軸組構法の木造耐火建築物として試設計を行った。

特に構造計画上の課題を整理し、代表的な水平抵抗要素別に建築・構造計画上の留意点など技術的事項や建築基準法その他の法令により、大規模空間における水平構面の安全性の確保の考え方を整理した。

### (c) 中規模木造耐火建築物（CLT パネル工法）の試設計

大規模空間が必要な官庁施設について、CLT パネル工法の木造耐火建築物として試設計を行った。建築基準法その他の法令により、建設地や建築物の規模に応じて求められる防耐火上の性能、耐火建築物や各建築部位が満足すべき要件を整理した。

## 平成 30 年度 国土交通大学校 専門課程「木材利用推進研修」

## 1. 概要

- 平成 27 年度から、公共建築の施設整備等を担当する職員を対象とした「木材利用推進研修」を国土交通大学校において開講している。
- 平成 30 年度の当該研修については、41 名の参加応募があった。(平成 29 年度 42 名)
- 平成 30 年度からは、研修期間を 3 日間から 4 日間にし、カリキュラムを充実した。

## 2. 内容

## (1) 期間

平成 31 年 2 月 5 日 (火) ~ 2 月 8 日 (金) 4 日間

## (2) 平成 29 年度からの変更内容

- 研修期間を 3 日間から 4 日間に変更。
- 「木造建築物の耐久性」に関する講義を追加。
- 木材を活用した建築物の現地視察の講義を追加。
  - ・ウッドスクエア(鉄骨造(木質ハイブリッド構造) 4 階 延べ面積 6,593 m<sup>2</sup>)
  - ・ポラスグループ建築技術訓練校(木造 3 階 延べ面積 1,371 m<sup>2</sup>)

## (3) 時間割

裏面参照

## (4) 応募結果

機関名	国土交通省	他省庁	地方公共団体	独立行政法人等	計
定員	18	12	9	1	40
応募	15	5	19	2	41

## (5) 平成 31 年度の研修時期について

- ・研修時期を平成 31 年 10 月に前倒し予定。

時間割(平成30年度 専門課程 木材利用推進研修)

通常使用教室第203教室

(敬称略)

月 日	曜 日	休息		休息		昼食	休息				
		8:30 8:50	9:50	10:00 10:15	10:25 10:35		10:35 10:50	11:50	12:50 13:15	14:40	15:10 15:20
2 5	火		9:00～ 入校式 9:20～ オリエンテーション 9:40～ ガイダンス		【講話】 国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課 木材利用推進室長 中山 義章	自 習		【建築基準法と構造計画設計】 静岡大学 名誉教授 安村 基		【木造公共建築物の木材調達方法】 特定非営利活動法人 木の家だいすきの会 代表理事 鈴木 進	【木造建築物の企画・ 計画等】 (自己紹介、業務 紹介)(班 別)  【ゼミ室】
2 6	水	自 習	【CLT工法 について】 ナイス株式会社 素適住宅研究 所 有賀 康治	【木造設計事例】 建築家 (株)手塚建築研究所 代表取締役 東京都市大学 教授 手塚 貴晴  MOUNT FUJI ARCHITECTS STUDIO 代表取締役 原田 麻魚  東京大学大学院 新領域創成科学研究科 准教授 佐藤 淳	自 習		【木材及び木質系材料の特性】 東京大学 大学院 農学生命科学研究科 生物材料学専攻 木質材料研究室 准教授 青木 謙治		【木造建築物の耐久性向上のポイント】 関東学院大学 建築・環境学部 教授 中島 正夫		
2 7	木	自 習	【建築基準法と耐火設計】 桜設計集団一級建築士事務所 代表 早稲田大学 理工学研究所 招聘研究員 安井 昇				現地視察 ウッドスクエア、ボラス建築技術訓練校(越谷市)				
2 8	金	自 習	～10:15 【木造建築技術に関する最近の動 向(新材料・新構法)】 東京都市大学 工学部 建築学科 教授 大橋 好光	自 習	10:35～ 【木造建築物の施工管理】 山佐木材株式会社 常務取締役 技術本部長 塩崎 征男	自 習	【木造建築物の企画・計画等】 東京都市大学 工学部 建築学科 教授 大橋 好光 国土交通省 大臣官房官庁営繕 部 整備課 木材利用推進室 課長補佐 吉原 洋 木造企画係長 梅澤 聖		～15:30 修了レポート・アンケート等を203教室で提出 (建築科がホールへ誘導するまで 全員203教室で待機)  ～15:40 建築科へ提出 203教室を出発 15:45 ホール着席 15:50 修了式 16:00～		

## 公共建築木造工事標準仕様書の改定について

### ■ 目的

- 公共建築木造工事標準仕様書（以下「木造標準仕様書」という。）は、公共工事標準請負契約約款に準拠した契約書により発注される公共建築木造工事において使用する材料、工法等について標準的な仕様を取りまとめたものであり、当該工事請負契約における契約図書のひとつとして使用されるものです。木造標準仕様書の適用により、建築物の品質及び性能の確保、設計図書作成の効率化並びに施工の合理化を図ることを目的としています。

### ■ 位置づけ

- 木造標準仕様書は、各府省庁が官庁営繕事業を実施するための「統一基準」として位置づけられています。

### ■ 適用範囲等

- 木造標準仕様書は、低層小規模事務庁舎の木造建築物（建築基準法施行令第1条第三号に規定する構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く。）の全部又は一部に木材を用いる建築物をいう。）の新築及び増築に係る公共建築工事への適用を想定して作成されています。また、全国で実施される公共建築工事において木造建築物に必要な品質及び性能を確保するため、木造標準仕様書に規定する材料、工法等については、主に次の内容を考慮しています。

- ・ 規格が統一化又は標準化されていること。
- ・ 信頼性及び耐久性を有し、安全性及び環境保全性が確保されていること。
- ・ 地域的に偏在したものでなく、全国的な市場性があること。
- ・ 特許等に関連するもの又は特定の企業等に限定されるものではないこと。
- ・ 適切な実績があること。

なお、木造標準仕様書に規定する材料、工法等以外のものを適用する場合には、当該材料、工法等を特記することとなります。

## 新たな木質部材の活用に向けた取り組み状況

### 「CLTの普及に向けた新たなロードマップ」※ の実施状況について

※ 平成 29 年 1 月 26 日 CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議（第 5 回）決定

#### 1. ロードマップについて

- 平成 36 年度までに年間 50 万 m<sup>3</sup>程度の生産体制を構築し、CLT 製品価格を半減し、施工コストを他工法並にすることを目標として、ロードマップを関係省庁にて策定したところ。

#### 2. 官庁営繕に関する施策

- 新ロードマップには、関係省庁の施策に加え、以下の官庁営繕施策が盛り込まれた。
  - ・ 国の営繕基準への反映
  - ・ 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」に CLT 活用を明記
  - ・ 公共建築物等への積極的な活用

官庁営繕施策においても、ロードマップに従って取組を進めており、引き続き、木材利用の促進の一環として、関係省庁と連携して CLT の活用に努めて参る。

#### 3. 平成 30 年度官庁営繕の取組

- ・ CLT パネル工法の庁舎の完成  
西都児湯森林管理署、嶺北森林管理署

# CLTの普及に向けた新たなロードマップ～需要の一層の拡大を目指して～

目標	取組事項	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	目指す姿
CLTを用いた建築物の建築意欲を高める	CLTを用いた建築物に取り組みやすい環境を整備	一般的な設計・施工ノウハウを蓄積するためのCLTを活用した先導的建築や実験棟、実証的建築、性能検証等への支援				CLT人気の盛り上がりと定着
	先駆性の高いCLTを用いた建築物の周知による普及・啓発活動の実施	先駆性の高い建築物・製品の顕彰制度の創設・実施		引き続き実施		
CLTを用いた建築物の設計や施工ができる者を増やす	設計者・施工者が木造建築物について学べる環境を整備	中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む設計者・施工者を確保するための講習会・研修会等の実施				CLTを適材適所で自在に活用
	標準的な設計・施工に係る情報の共有	効率的な設計を可能とするCLTを用いた建築物の情報収集・整理	国の営繕基準への反映			
	設計業務の円滑化により新規事業者の参入を加速	設計や積算に必要な実務資料の整理	設計・積算ツールの検討・作成	更新・充実		
CLTを使い易くする	中高層建築物におけるCLTの利用が容易になるよう建築部材等の開発を促進	耐火性能の向上に向けた技術開発・国交大臣認定の取得（2時間耐火構造床・壁の開発等） 混構造建築物の設計・施工技術の開発	大臣認定仕様を普及させるための講習会等の実施			中高層建築に木が使われる時代の到来
	樹種に応じた基準強度やより幅広い層構成により合理的な設計を可能にする	追加の強度試験データを収集し、整理ができ次第、追加告示化		引き続き実施		
材料コストや建築コストを下げる	需給動向を踏まえつつ全国的な生産体制の構築	地方ブロックバランスを考慮した工場整備 CLT生産能力 H28：5万m <sup>3</sup> /年 → H29：6万m <sup>3</sup> /年 → H32：10万m <sup>3</sup> /年				CLTの普及が先進地の欧米並みに充実
	CLTの標準化による効率量産体制への移行	施工性・汎用性の高いパネルサイズ等の情報収集・整理	標準規格の検討・作成			
	まとまった需要を確保してコストを下げ、広く民間建築物等におけるCLTの需要を創出	「基本方針」※1にCLT活用を明記 公共建築物等への積極的な活用 ※2				

CLTの需要の一層の拡大

※1 「基本方針」とは、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針

※2 需要創出の加速化に向けて、平成30年度までに各都道府県に少なくとも1棟を整備しつつ、身近なモデル施設の一層の整備に取り組む。

# 平成29年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ

資料1-5

## 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律

【平成22年10月1日施行】

### 1. 目的(第1条)

- ・公共建築物等における木材の利用の促進のため、基本方針の策定、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保等により、林業の持続的かつ健全な発展を図り、もって森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与

### 2. 国の責務(第3条)等

- ・自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努力 ほか

### 3. 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(第7条～第9条)

- ・農林水産大臣及び国土交通大臣が策定
- ・木材の利用の促進の基本的方向、施策の基本的事項、木材の利用の目標 ほか
- ・ **毎年1回、基本方針に基づく措置の実施の状況を公表**

公表実績 第1回(H23.12.7) 第2回(H25.3.6) 第3回(H25.11.7) 第4回(H27.3.25)  
第5回(H28.2.18) 第6回(H29.3.7) 第7回(H30.3.16)



## 基本方針

【平成22年10月4日農林水産大臣、国土交通大臣告示】

### 1. 木材の利用の目標(国)

#### 公共建築物

- 国が整備する低層の公共建築物

法令に基づく基準により耐火建築物等とすべき施設

災害応急対策活動施設等、木造以外の構造とすべき施設

は除く

**積極的に木造化を促進する低層の公共建築物**



**原則、木造化**

- 国が整備する**高層・低層の公共建築物**

(直接又は間接的に国民の目に触れる機会が多いと判断される部分)



**内装等の木質化を促進**

#### 備品・消耗品 等

- 木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用の促進

- 暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料とするものの導入に努力

### 2. 措置の実施状況の公表

#### 公表事項

- 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた

**取組の内容**

- 国が整備する公共建築物における木材の利用の**目標の達成状況**

- その他



## 平成28年度 公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

### 1. 木材利用の目標の達成に向けた取組の内容

- 公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議の開催（平成29年11月22日）  
各省各庁に対して、木材利用の一層の推進を要請

### 2. 木材利用の目標の達成状況

目標：国が整備する低層の公共建築物

法令に基づく基準により耐火建築物等とすべき施設  
災害応急対策活動施設等、木造以外の構造とすべき施設 } は除く

積極的に木造化を促進する**低層**の公共建築物は原則**木造化**

目標：国が整備する高層・低層の公共建築物の**内装等**の**木質化**を促進

（直接又は間接的に国民の目に触れる機会が多いと判断される部分）

整備及び使用実績	単位	27年度	28年度	29年度	対前年比
積極的に木造化を促進する低層(3階建て以下)の公共建築物等(新築等)	棟数(A)	104	97	127	130.9%
	延べ面積(m <sup>2</sup> )	10,180	13,816	14,293	103.5%
うち <b>木造で整備</b> を行った公共建築物	<b>棟数(B)</b>	60	42	<b>80</b>	<b>190.5%</b>
	<b>延べ面積(m<sup>2</sup>)</b>	3,708	7,282	<b>9,457</b>	<b>129.9%</b>
	<b>木造化率(B/A)</b>	57.7%	43.3%	<b>63.0%</b>	<b>145.5%</b>
内装等の木質化を行った公共建築物	棟数	186	189	171	90.5%
木材の使用量	m <sup>3</sup>	2,327	3,689	3,139	85.1%

#### 木造化・内装等木質化の整備事例〔国土交通省分抜粋〕

【木造化】  
道の駅「たろう」 道路情報・休憩施設



【木造化】  
首都圏外郭放水路トイレ棟



【内装等の木質化】  
和歌山地方合同庁舎  
(玄関ホール壁・受付カウンター)



### 3. その他〔国土交通省分抜粋〕

- 「木材を利用した官庁施設の適正な保全に資する整備のための留意事項」の公表（官庁営繕部）
- 「木材利用推進研修」の実施（官庁営繕部）
- 木造建築物に関する告示の公布・施行（住宅局）
  - ・枠組壁工法の床版及び屋根版にCLTを使用するための基準整備
  - ・木造建築物に用いる耐力壁の使用の追加
  - ・構造計算に用いるCLTの基準強度の拡充（層構成の追加） など
- 先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業を実施（住宅局）

## 現状の課題

- 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき定めた「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」では、公共建築物等について積極的に木造化を促進することとされた。
- 基本方針では、国の責務として木材の利用の促進に係る技術の普及に向けて必要な措置を講じることが求められており、法施行以降、計画、設計、維持保全の各段階において役に立つ技術資料の整備を進めてきたが、木造建築物の工事監理に活用できる技術資料は整備できていない。
- 現状、工事監理担当者は非木造の技術資料や民間等の技術資料等を参考に品質確保に努めているところであるが、木造建築物を整備する機会が着実に増加しており、適正かつ合理的に品質を確保するためには、工事監理に関する技術資料を早急に整備する必要がある。

## 実施の効果

- 木造の公共建築物における工事監理において留意すべき事項を取りまとめることにより、木造公共建築物の品質が確保できる。
- 地方公共団体等で活用されれば、工事監理における品質確保に関する業務の合理化が図られることにより、さらなる木材利用の促進が期待できる。

# 官庁施設における木造建築物の工事監理に関する検討(案)

平成31年度：地方公共団体及び民間の木造公共建築物の工事監理等に関する事例収集等

- 事例調査・情報収集
- 遵守すべき法令等の整理
- 官庁施設への適用可否の検討

平成32年度：木造公共建築物の工事監理に関する留意事項(案)の検討・作成

- 図解や部分詳細図の作成
- 「木造公共建築物の工事監理に関する留意事項(案)」の作成

技術資料  
取りまとめ  
基準類  
へ反映

木造公共建築物の品質確保  
木材利用の促進

## 地方公共団体及び民間の木造公共建築物の工事監理等に関する事例収集等

### 対象施設



官庁施設



民間非住宅施設

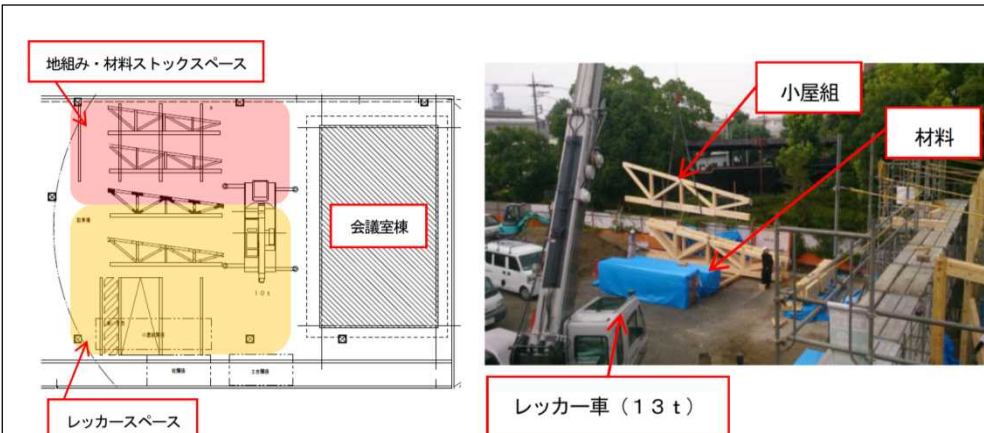


地方公共団体施設



(新たな木質部材を活用した施設)

### 施工時の留意事項の例



集成材トラスの施工スペースの検討

### 工事関係書類の例



## 木造公共建築物の施工において遵守すべき事項の調査、整理

### 遵守すべき法令等の例



木材の合法性証明(クリーンウッド法)

### 遵守すべき品質の管理項目の例

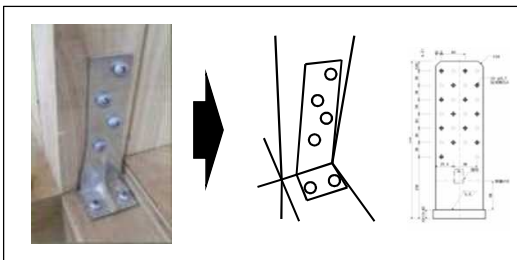


含水率管理

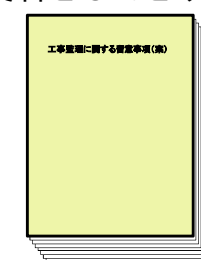
強度測定

## 工事監理に関する留意事項(案)の作成

### 図解、詳細図等の作成



### 技術資料としてとりまとめ



## 趣旨

- 総務省勧告において、『現在の技術水準等に照らして官公法の耐火建築物に係る規定の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、木材利用の促進と安全性の確保との両立を図りつつ、用途等に応じた基準を規定するなどの見直しを検討すること』とされた。
- 現在、法令に基づき耐火建築物とすることが求められることにより、非木造となっている施設について分析を行っているが、中高層の庁舎を木造耐火で整備するには、技術的、コスト的な課題がある。
- その他、非木造となった要因は多岐にわたり、各種検討が必要であり、順次、検討を行っているところ。
- これらを踏まえ、木材利用の検討にあたって、どのように検討を進め、又はその成果を活用していくことが効率的か、一層の木材利用の促進に向けて取り組んでいくためにご意見を伺いたい。

# 参考：勧告の概要

## 森林の管理・活用に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告（概要）

### 背景等

- 我が国の森林資源の中でも、人工林は、戦後に造成されたものが多く、人工林の約6割は今後10年間で50年生以上となり、本格的な木材利用が可能となる見込み
- しかし、我が国の森林の土地所有者は、小規模な者が多く、木材価格が下落している現状では、森林資源が十分活用されないおそれ
- 他方、昨今は住宅など従来の需要に加えて、公共建築物や木質バイオマス等への活用など新たな木材需要に拡大の動き

勧告日：平成29年7月4日

勧告先：農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

調査対象機関：7省（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、法務省、財務省、厚生労働省）、17道府県、39市町村、関係団体等

### 主な調査結果

#### 森林管理のための制度の適正な運用

- 森林の土地所有者届出
  - ✓ 未届者を把握していない市町村や、死亡届時等を活用した有効な制度案内を実施していない市町村あり
- 森林経営計画
  - ✓ 間伐の下限面積を下回っているなど認定要件を満たさない計画申請や、計画と異なる伐採をしたとしている事後届があるにもかかわらず、適切な対応をとっていない市町村あり
- 森林の公益的機能
  - ✓ 間伐等の実施が不十分な保安林を「要整備森林」として選定した後、森林所有者等に必要な働きかけを行っていない道府県あり

#### 新たな木材需要の拡大の推進

- 公共建築物の木造化
  - ✓ 国の庁舎には建築基準法よりも厳格な耐火規制があるなどを理由として非木造とした例あり
- 合法木材製品の調達

#### 【所見】

したがって、農林水産省及び国土交通省は、国が整備する公共建築物における木造化を一層促進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。  
(略)

- ② 耐火建築物に係る規定が建築基準法よりも厳格に定められている官公法について、現在の技術水準等に照らして、当該規定の妥当性を検証し、その結果を踏まえ、木材利用の促進と安全性の確保との両立を図りつつ、用途等に応じた基準を規定するなどの見直しを検討すること。(国土交通省)

### 主な勧告内容

#### (農林水産省)

- ① 市町村に対し、森林の土地所有者届出について、関係機関から所有者の異動情報を入手するなどして、未届者を把握するよう要請を行うとともに、死亡届時等に制度の周知を行うなどの効果的な周知方法を紹介
- ② 森林経営計画の認定要件を満たしているかを判定する優良なツールの導入を促進するとともに、市町村に対し、事後届において、計画とは異なる森林施業を実施したことが判明した場合は、その理由等を確実に確認するよう要請
- ③ 都道府県に対し、「要整備森林」選定後に必要な通知や勧告を行っていない例がないか点検させ、適切な対応を図るよう要請

#### (国土交通省)

国の庁舎に、建築基準法よりも厳格な耐火規制が定められている妥当性を検証し、その結果を踏まえ、見直しを検討

#### (環境省)

各道府県に対し、調達時に伐採、購入法適合制による

## 参考：第6回懇談会における意見(概要より抜粋)

- 官公法制定時から技術開発が進んだこと等により、木造建築物の性能は当時とは比べものにならないほど水準が上がっている。これらを踏まえて、検討していくことも重要ではないか。
- 地方公共団体の中には、国の取組に倣って公共建築物を整備しているところがある。耐火建築物について、国が木造化を図るものの対象にしていけないことにより、木造化の検討をしなくなっている可能性がある。  
耐火建築物でも意欲ある地方公共団体は、ケースバイケースで木造化を検討できるようにしたい。
- 木造耐火建築物について、防火規定の考えをそのままにして、技術で対応していくためには、技術開発が重要。実際に色々な木材メーカーやゼネコンは開発をしている。
- 木造耐火建築物の技術開発も1つの答えだが、官公法の目的に照らして耐火としている背景をしっかりと押さえる必要がある。
- 諸外国の例を見ると、特にヨーロッパでは1階がRC、上が木造となっているものが多い。他構造との併用を考えることによって、大型の木造が可能になるので検討してはどうか。
- 建築基準法における耐火の規定は、科学的に正しいかどうかを検討しているので、確認しておいた方がよい。
- 混構造は、色々な技術についてテキスト、参考書の類、基準等が不足しているため整備しないといけない。
- 木質耐火部材は、大手のメーカーが開発しているので、地方において地域材を利用しようとすると部材開発をゼロからやらなくてはならない。また、地域の森林の状況が把握されていないので、国内の木材に関する在庫管理が充分でない。そのために地域材の情報が把握しにくいので利用促進に繋がっていない。  
一方、大規模木造建築の場合には、施工に関する知識を持っている設計者が少ないので、設計時の施工費用の把握が充分に行われていない。施工費のデータも集めて公開する必要がある。
- 国の基本方針では、耐火建築物は木造化の対象としなくてもよい扱いになっているが、中規模耐火木造の検証もしており、今後、木造耐火建築物の整備をさらに促進していく場合、木造が原則で非木造が例外となるのかもしれない。
- 木造化の範囲を広げる際には、建物全体を耐火木造とすることに加え、混構造等を活用することにより一部木造で整備できるものを検討する作業もした方がよい。
- 官公法と建築基準法の違いをどう考えるかについても勧告を受けているので、今日の意見を参考にして検討していただきたい。